

平成30年度 第2回小野市国民健康保険運営協議会

1 日 時 平成31年1月25日(金) 13時30分～15時00分

2 場 所 コミュニティセンターおの 303号室

3 出席者

被保険者代表 ・吉田 肇 ・前田 弘子 ・小紫 敏江

保険医代表 ・西山 敬吾 ・岡村 龍一郎 ・藤本 勝利

公益代表 ・横山 種機 ・高坂 純子 ・藤本 修造

被用者保険オブザーバ ・竹本 淳(欠席)

事務局 ・市民福祉部長 松井 孝 ・市民課長 多鹿 博昭

・国民健康保険課係長 岡田 義之 ・主幹 久保田 浩三

4 会議内容

(1) 開会

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 協議事項

① 平成30年度の国民健康保険の運営状況について

② 平成31年度の国民健康保険の運営について

・国民健康保険税課税限度額の改定について(諮問)

・国民健康保険特別会計予算案について

③ 平成31年度の国民健康保険の制度改正について

・国民健康保険税軽減基準の見直しについて

・旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免期間の見直しについて

④ その他

(4) 閉会

●開会

●会議録署名委員の指名 吉田肇委員、西山敬吾委員

●協議事項

【会長】「平成30年度の国民健康保険の運営状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明後質疑応答)

【会長】入院の総医療費が前年対比7.5%増というのは、何か理由はありますか。

【事務局】1件当たりの総医療費が300万円以上のレセプトが、去年度より急増しており、その関係もあり、入院医療費が上がっています。高額な入院が増えたことと、入院件数も少し増えていることが要因と考えます。

【委員】高額な医療費の入院件数が多い病院はどこですか。

【事務局】ほとんどが北播磨総合医療センターです。

【事務局】前年度、かなり減った分が、今年は戻ったような数字になっていますので、去年が特異的に少なかったということも大きな要因と考えています。

【委員】それでは、今年が増えたのではなく、去年が少なかったということでしょうか。

【事務局】減少していた分が、元に戻ったというご理解でよろしいかと思えます。

【委員】決算見込ですが、保険税収入が10億6,142万2,000円、県支出金が39億1,100万円ですね。県から40億円くらい収入があって、市の国民健康保険税は、10億円ぐらいしか収入がないのですね。

高額な医療がいくらかを超えたら、なんらかの収入が増えるという仕組みはあるのでしょうか。

【事務局】この県支出金のうち、保険給付費交付金（普通）ですが、保険給付費の総額のうち、小野市の独自の結核医療附加給付金を控除した金額とイコールになるかたちになります。保険給付した分と同額が県から交付金として交付されます。

医療費が少額であっても高額であっても、それにかかわらず医療費は全て県から交付金として入ってくることになります。そのかわり、県の交付金の財源として事業納付金というものを市が兵庫県に納めています。

【委員】 それは支出として、大きい額ですね。

【事務局】 約14億円です。

【委員】 14億円を県に納付して、39億円の収入があるということですね。

【事務局】 はい。国などから今まで市へ交付されていた負担金、交付金等が県に入るようになります。それに、県が元々負担していた金額をプラスしたものが、保険給付費交付金の財源となります。

【委員】 国からの負担金などが、県に入る仕組みになったのですか。

【事務局】 はい。県のほうが大きく財源を持って、そこから市に交付金が交付されます。ただし、市が県に事業納付金を納める必要があります。

【委員】 それでは、医療費が高額なものとは並行して動く数字ではないのですね。医療費全額に対して動くだけなのですね。

【事務局】 そうですね。

ただし、医療費の総額を元にして、翌年度以降の事業納付金の金額が変わってきますので、その金額が翌年度、翌々年度、後ほどまた御審議いただく保険税に影響してきます。このため、医療費が少ない方が、将来的な小野市国民健康保険の被保険者の負担は減ります。

今までは医療費の推計額や、国からの負担金等の収入を勘案して保険税率を算定させていただいていたのが、全て県に納付する事業納付金を元に、算定するかたちになります。こちらは、後ほど御審議いただく事項となります。

なお、将来的には後期高齢者医療制度のように、県単位で保険料率が一律というかたちを目指す方向になっております。

【委員】 そうなると、協議会はなくなるということですか。

【事務局】 現行の法律では、最終的に市のほうで税率を決めるというかたちになっておりますので、市に協議会は残ります。県も県独自で国民健康保険運営協議会を開催しております。

【会長】 他に何かありませんか。

(意見なし)

【会長】 ないようでしたら、次へ進ませていただきます。

続いては、「平成31年度の国民健康保険の運営」についてです。こちらには市から諮問がなされていますので、この協議会で回答する必要があります。慎重に御協議いただきたいと思います。説明をお願いします。

(事務局より説明、諮問文読み上げ後質疑応答)

【会長】 要点を言うと、所得割とか均等割とか平等割とかの率は変えない。医療分の課税限度額を58万円から61万円に3万円上げる。これは国の方針どおりに上げるということですね。

【事務局】 はい。なお、限度額改正の影響を試算すると、改正前は125世帯が限度額を超えていましたが、限度額を3万円引き上げることによって、116世帯になります。限度額を超える世帯数が9世帯減りますが、116世帯については、3万円賦課額が引きあがるかたちになりますので、約360万円賦課額が増える試算となります。

【会長】 個人事業主の方からは、所得税の額は多いと思わないから構わないけど、所得が上がったら、国民健康保険税が上がってしまうというお話を聞きます。それは所得がある程度あるからですけど、そういう方に限って、あまり受診はされていない、共済制度だから仕方がない、という意見を事業主の方はお持ちです。

【委員】 限度額が上がるというのは、所得の多い人に負担をお願いするということですよ。そもそもこの所得割は8.3%で定率です。所得税率などでは累進によるものがありますが、国民健康保険の税率は累進課税ではなく、定率なので、

高所得者にはそもそも有利なかたちになっています。

その累進になる分を補填するという意味で、課税限度額を上げていけばと考えます。そうすると、その応能負担という税の一つの基本に合致していきます。

【事務局】 被用者保険の限度額は、もっと高額で、120万、130万円という金額になっています。

【委員】 そうです。それを考慮すると、応能負担としても、国民健康保険は他の健康保険とのバランスとして、これぐらい限度額上げてもよろしいのではないかと考えます。

【会長】 ということですが、皆さん他にご意見はありませんか。

もう一度言いますが、所得割・均等割・平等割の率は変更せず、課税の限度額だけを3万円引き上げるという諮問ですが、よろしいでしょうか。

【委員】 （予算を）2,000万円上回る滞納収入があるということですが、年々徴収率っていうのは上がっているのでしょうか。

【事務局】 滞納分の徴収率ではなく、徴収額の実数でしか数字を本日はご用意できていないのですが、今年度の滞納分の徴収額は上がる見込となっています。

保険税本税の分の滞納分の収納については、予算を約1,900万円上回る見込です。本年度の延滞金の見込額は800万円です。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 他に何か御質問ございますか。

ないようでしたら、諮問案のとおり、答申させていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。では、これで決定させていただきます。

答申書については、本日付で提出いたしますので、御了解をお願いしたいと思います。

それでは、次に「国民健康保険特別会計の予算案」について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明後質疑応答)

【会長】 何か御質問はございますか。わからないことがあれば、お聞きください。歳入のうち、諸収入は、どういう内容なのですか。

【事務局】 最も金額として大きいのが、第三者行為納付金です。これは、交通事故に被保険者が遭われたときの医療費を国民健康保険がいったん立て替えた場合に、立替分を損害保険会社から後で返還してもらうものです。次に多いのが、国民健康保険の資格を喪失した後に国民健康保険被保険者を使って受診された場合に、その医療費の返還をいただく返納金が約200万円となっております。この2つで諸収入のほぼ全てを占めています。

【委員】 交通事故の医療費は、健康保険で負担することになっているのですか。

【事務局】 法律的には、届け出があれば、いったん健康保険で負担することになっています。

【会長】 他に何か御質問ございますか。

(意見なし)

【会長】 ないようでしたら、次へ進ませていただきます。

次は、「平成31年度の国民健康保険の制度改正」について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明後質疑応答)

【会長】 何か御質問ございますか。

【会長】 この制度変更(軽減対象拡大、限度額引き上げ)の影響試算額ですが、収納率が94.5%で235万円。この94.5%の数字ですが、その前のページ(納付金に関する調定額試算)の収納率は94.79%となっています。これは統一したほうがいいのではないのですか。

【事務局】 そうですね。94.79%が、平成29年度の実績収納率で、これに基づき、納付金に係る保険税調定額の試算させていただいております。制度改正の影響額の方は、切りのいい数字で出させていただいています。しかし、おっしゃるとおり統一したほうがいいかと思えます。失礼いたしました。

【会長】 他に何か御質問ございますか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、次へ進みます。

最後になりますが、「その他」次年度以降の国民健康保険運営協議会の開催回数について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 次年度以降の国民健康保険運営協議会の開催回数について、御提案させていただきたいと思えます。

先の事業納付金のところで御説明させていただいたとおり、11月終わりに示される仮算定の納付金と、1月初めに示される本算定の納付金とでは、本年度でいえば、2,000万円以上と大きな乖離がございます。昨年度のように、仮算定納付金を元に12月に協議会で御議論いただいたとしても、1月の初めに示される本算定の納付金が大きく変わってしまうと、(仮算定での議論を白紙に戻して)ご議論を最初からしていただくようなかたちになってしまいます。

つきましては、事務局からの提案として、協議会の開催を基本的には年2回開催として、第1回を7月または8月に、第2回を1月下旬に開催させていただくということでは、いかがでしょうか。年2回開催とさせていただく前提といたしまして、今年度のように仮算定時点での保険税率の見通しを12月初旬、本算定時点での保険税率の見通しを、1月中旬に文書で前もって通知させていただきたいと考えております。なお、被保険者に大きな影響がある税率改正が予想される場合は、御議論いただく時間が必要かと思えますので、2回という回数にこだわらずに開催をしたいと考えております。

委員の皆様の御意見をお伺いさせていただきたいと思ひます。お願いいたします。

【会長】 はい。ありがとうございます。

年2回、原則で2回。で、1回目が7月ないしは8月、2回目が1月ということ
よろしいでしょうか。何かあれば、また随時開催するということによろしいで
しょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

最後に何かありませんでしょうか。何でもどうぞ。

近隣の自治体の保険税の改定状況はどうなっていますか。

【事務局】 近隣の自治体の状況ですが、現時点では、どちらも税率は据え置きとい
うかたちで、当市と同じく限度額の改定のみを考えられているようです。

【会長】 ほかに何かございませんか。

(意見なし)

ないようでしたら、本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。

本日が皆さんの2年の任期最後の会議となります。本当に2年間にわたり、ありが
とうございました。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 15時)